



2021年7月30日

住宅ローンにおけるLGBT等への取組みについて

株式会社百五銀行（頭取 伊藤 歳恭）は、下記のとおり、2018年4月からLGBT*1等に対応した住宅ローンを取り扱っています。これは、各自治体が発行するパートナーシップ証明書等をご提出いただくことで、同性パートナーのペアローン*2でのお借入れや収入合算*3などを可能とするものです。

今般、2021年9月から三重県（知事 鈴木 英敬）が実施する「三重県パートナーシップ宣誓制度」にもとづき発行される「パートナーシップ宣誓書受領証」についても、本取扱いの対象としますので、お知らせします。

当行は、今後も性的マイノリティや性への多様性に関する社会的な理解の促進により、誰もが自分らしく安心して生活できる地域社会づくりに貢献していきます。

記

《取扱概要》

1 内容

戸籍上の夫婦と同様に同性パートナーを連帯債務者・連帯保証人・物上保証人として取扱いが可能です。

2 取扱条件

地方自治体が発行する同性パートナーとの関係を証明する書類の写しをご提出いただきます。

以上

*1 LGBTとは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、身体的性別と性自認が一致しない人（性同一性障害を含む））の頭文字をとり、「性的少数者」の総称として使われる用語です。

*2 ペアローンとは、同一物件に対して、各々が住宅ローン契約を行い、相互に連帯保証および担保提供をいただく住宅ローンの形式です。

*3 収入合算とは、申込者本人の年収に一定の収入がある同居親族の収入を加算して住宅ローンの審査を行う仕組みです。